

議案第三十七号

港区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年六月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

港区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年港区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

第二条中「第七百七十三条の四第一項第一号」を「第七百七十三条の五第一項第一号」に改める。

付 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

（説明）

地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）等の施行による地方自治法（

昭和二十二年法律第六十七号）等の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するため、本案を提出いたします。